

令和5年7月3日

生徒の皆さん
保護者の皆様

佐賀県立佐賀北高等学校長

気象警報等に係る学校の臨時休業の基準について（お知らせ）

向暑の候 皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。また、本校の教育活動につきましては、日頃から御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、梅雨も後半となり、今後も発達した梅雨前線や台風が接近する事態が予想されます。本校では、裏面の「気象警報等に係る学校の臨時休業の基準について」（令和3年9月改定）を原則とし、気象庁からの状況や公共交通機関の運行状況等の情報収集を行いながら臨時休校等を判断しています。また、臨時休校等を判断した場合は、必ずスクールニュース(メール・学校HP)で連絡します。

なお、本校は県内全域から通学する生徒がおり、また、佐賀市内でも気象状況の地域格差が大きいため、例えば、住居地区や途中地区で警報が出た場合や、公共交通機関が不通の場合など、上記以外の状況における登校については、生徒（保護者）判断で登校を行うようにしてください。登校不能の場合には、校長の判断で出席停止等の扱いとします。また、大雪及び暴風雪についても、同様に生徒（保護者）判断で登校を行うようにしてください。

最後に、線状降水帯など気象状況は県内でも異なることが予想されます。登校に際しましては、安全を最優先にさせていただきますようお願いいたします。学校全体としての臨時休業等の措置がない場合でも、登校が難しい場合には出席停止等の措置といたしますので、学校に御連絡下さい。

お問い合わせ先

全日制教頭 久野

0952-26-3211

気象警報等に係る学校の臨時休業の基準について

佐賀北高校の臨時休業基準については、**原則**、次の気象警報（特別警報を含む）のうちいずれか一つでも発令された場合を対象とし、下記のとおりとする。

- ・ 大雨警報（**浸水害を含む場合のみ**）
- ・ 洪水警報
- ・ 暴風警報

なお、県内全域から通学する生徒がいるため、例えば、住居地区や途中地区で警報が出た場合や、列車の不通の場合など、上記以外の状況における登校については、生徒（保護者）判断で登校を行う。登校不能の場合には校長の判断で出席停止等の扱いとする。

また、大雪及び暴風雪については、佐賀市内でも地域格差が大きいため、この場合も生徒（保護者）の判断とする。

	警報	時刻 判断	前日				当日						
			15	18	21	24	3	5	6	7	8	12	15
4-①	大雨/洪水/暴風	平常登校		警報発令中				解除					
3-①	大雨/洪水/暴風	朝補習なし		警報発令中				解除					
2-①	大雨/洪水/暴風	1時間遅れ		警報発令中						解除			
1-①	大雨/洪水/暴風	臨時休業		警報発令中									

	早期注意情報	時刻 判断	前日				当日							
			15	18	21	24	3	5	6	7	8	12	15	
1-②	暴風	臨時休業	この時点で発表 →											

記

1. 以下の場合は臨時休業とする

- ① 佐賀市に7時以降も上記3つの警報のいずれかが発令されたままの状態のとき
- ② 気象台の早期注意情報（佐賀県南部）で、翌日の12時までに暴風警報が発令される可能性が高いとの発表が、前日15時までの段階でなされたとき

2. 以下の場合は1時間遅れの始業とし、9時30分登校とする

- ① 佐賀市に発令された警報が、7時までにすべて解除されたとき

3. 以下の場合は朝補習を中止し、8時35分登校とする

- ① 佐賀市に発令された警報が、6時までにすべて解除されたとき

4. 以下の場合は、平常登校とする

- ① 佐賀市に発令された警報が、5時までにすべて解除されたとき

※ 警報の発令及び解除は、気象庁ホームページをご覧ください。また、テレビのニュース等でも情報提供されることがあります